

一般社団法人 日本生殖医学会  
生殖補助医療管理胚培養士制度細則

【第1章 管理胚培養士の審査と登録】

第1条 生殖補助医療管理胚培養士(以下「管理胚培養士」という)の資格認定は、一般社団法人日本生殖医学会(以下「日本生殖医学会」という)及び一般社団法人日本卵子学会(以下「日本卵子学会」という)の両者が共同で行うものとする。

2 認定に関する実務は、日本生殖医学会生殖医療従事者資格制度委員会及び日本卵子学会生殖補助医療胚培養士認定委員会が担当するものとする。

3 認定に関する実務を行う委員会(以下「委員会」という)は日本卵子学会生殖補助医療胚培養士認定委員会が招集するものとする。

第2条 管理胚培養士の認定を申請する者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 日本生殖医学会と日本卵子学会の会員であること

(2) 公益社団法人日本産科婦人科学会(以下「日本産科婦人科学会」という)が認定する体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録施設(学会見解に基づく諸登録施設)で、5年以上生殖補助医療胚培養士としての臨床実務経験があり、資格取得後も継続して生殖補助医療の業務に携わる者であること

(3) 次の各号のいずれかに該当すること

①博士の学位を取得した者で、最近5ヶ年に3編以上(2編以上は筆頭著者であること)の生殖に関わる学術論文を学会誌等(国内外を問わず)に発表した者であること

②修士の学位をもつ者については、委員会が博士号取得者と同等以上であると判断した者であること

(4) 生殖補助医療に対する高度な知識と能力並びに倫理観を有していること  
ここでいう高度な知識と能力とは、培養室の設計、維持及び管理、胚培養士の指導並びに臨床医師への適切な助言等ができることを指す。

(5) 日本卵子学会学術集会に最近5ヶ年に2回以上参加していること

(6) 関連する学会に最近5ヶ年以内に5回以上、発表していること  
関連する学会とは、第18条に示されたものを指す。

(7) 生殖補助医療胚培養士認定後に少なくとも1回は日本卵子学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること

第3条 認定審査は委員会が行い、資格認定は両学会の理事会において行う。

- 2 審査日程、申請の手続き方法、認定方法、審査料等については、日本生殖医学会及び日本卵子学会の機関誌等を通じて公示する。

第4条 認定審査希望者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。

なお、申請は日本卵子学会に行うものとする。

- (1) 管理胚培養士資格審査申込書
- (2) 履歴書
- (3) 証明書等
  - ①学位記(博士)の写し及び学術論文の別刷:第2条(3)①に該当する者
  - ②学位記(修士)の写し及び博士と同等以上であることを証明する書類(別刷等):第2条(3)②に該当する者
- (4) 日本卵子学会の生殖補助医療胚培養士認定証の写し
- (5) 生殖補助医療臨床実務経験証明書  
日本産科婦人科学会が認定する登録施設の実施責任医師による証明書(委員会所定の様式)
- (6) 最近5年間に実施した200症例について記載した症例記録(委員会所定の用紙)
- (7) 所属する施設が日本産科婦人科学会の登録施設である旨の登録証の写し
- (8) 日本卵子学会の学術集会に最近5年に2回以上参加したことを証明する学会参加章の写し
- (9) 関連する学会に、最近5年に5回以上の発表をしたことを証明する講演要旨集の写し
- (10) 日本卵子学会主催の「倫理」に該当する講習の受講証明書
- (11) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

第5条 審査は年1回実施する。

- 2 管理胚培養士の資格認定を申請する者は、委員会が実施する認定試験を受験し、合格しなければならない。
- 3 試験は、書類審査及び口述試験とする。
- 4 委員会は、合否を判定し、日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。
- 5 日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会は、認定合格者を生殖補助医療管理胚培養士原簿に登録し、両学会の機関誌等を通じて公表するとともに、合格者には認定証を交付する。
- 6 認定証の交付は日本卵子学会が行い、生殖補助医療管理胚培養士原簿は日本卵子学会が管理し、日本生殖医学会はいつでも生殖補助医療管理胚培養士原簿を閲覧できるものとする。
- 7 審査料は30,000円とする。

## 【第2章 資格の更新】

第7条 管理胚培養士の資格は5年ごとに更新するものとする。但し、第12条で定める場合はこの限りではない。

第8条 更新の審査は委員会で行う。

第9条 管理胚培養士資格の更新を申請する者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本生殖医学会および日本卵子学会の会員であること
- (2) 継続して生殖補助医療業務に携わっていること
- (3) 最近5ヶ年に5編以上の学術論文を発表していること
- (4) 日本卵子学会の学術集会に最近5ヶ年に2回以上参加していること
- (5) 関連する学会に、最近5ヶ年に5回以上発表していること  
関連する学会とは、第18条に示されたものを指す
- (6) 生殖補助医療管理胚培養士認定後に少なくとも1回は日本卵子学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること

第10条 資格の更新を希望する者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。なお、申請は日本卵子学会に行うものとする。

- (1) 認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 生殖補助医療管理胚培養士の認定証の写し
- (4) 生殖補助医療臨床実務経験証明書  
日本産科婦人科学会が認定する登録施設の実施責任医師による証明書(委員会の所定の様式)
- (5) 所属する施設が更新申請時に日本産科婦人科学会の登録施設である旨の登録証の写し
- (6) 最近5年間に発表した学術論文の別刷
- (7) 日本卵子学会の学術集会に最近5ヶ年に2回以上参加したことを証明する学会参加章の写し
- (8) 関連する学会に、最近5年間に5回以上の発表をしたことを証明する講演要旨集の写し
- (9) 日本卵子学会主催の「倫理」に該当する講習の受講証明書
- (10) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

第11条 更新の審査は書類審査及び口述試験による。

- 2 審査は年1回実施する。
- 3 委員会は、合否を判定し、両学会の理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。

- 4 日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会は、更新合格者を生殖補助医療管理胚培養士原簿に継続して登録し、学会の機関誌などを通じて、公表するとともに、合格者には認定証を交付する。
- 5 認定証の交付は日本卵子学会が行い、生殖補助医療管理胚培養士原簿は日本卵子学会が管理し、日本生殖医学会はいつでも生殖補助医療管理胚培養士原簿を閲覧できるものとする。
- 6 審査料は 10,000 円とする。

第 12 条 管理胚培養士資格の更新にあたって、資格有効期間の 5 ヶ年の間に、日本産科婦人科学会の登録施設において生殖補助医療業務に携わらない休職期間が生じた場合(転職・出産育児休等)、休職期間を資格の凍結期間とし(最長 3 年間まで)、生殖補助医療業務に携わった期間が 5 ヶ年に達した後、資格の更新ができるものとする。

- 2 凍結を希望する者は更新審査の受付期間終了日までに凍結希望届を提出しなければならない。

- 3 凍結を行う場合、資格更新の取扱は休職期間により以下の通りとする。  
休職期間が通算で 2 ヶ年に満たない場合は、生殖補助医療業務に携わった期間が 5 ヶ年に達した時点で、資格の更新ができるものとする。なお、資格の更新は、通常を更新と同様に行うものとする。

休職期間が通算で 2 ヶ年以上 3 ヶ年未満の場合は、生殖補助医療業務に携わった期間が 5 ヶ年に達するとともに、委員会が主催する講習会を受講した時点で、資格の更新ができるものとする。なお、このことが適用されるのは、委員会で休職事由が正当であると判断される場合に限るものとし、それ以外の場合には、資格の更新はできないものとする。また、資格の更新は、一般の更新と同様に行うものとする。

休職期間が通算で 3 ヶ年以上の場合は、休職の事由の如何にかかわらず、資格の更新はできないものとする。

### 【第 3 章 資格の喪失】

第 13 条 管理胚培養士は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 日本生殖医学会及び日本卵子学会の両者あるいはどちらか一方の会員の資格を失った場合
- (2) 管理胚培養士資格を辞退した場合
- (3) 管理胚培養士の資格が更新されなかった場合

第 14 条 日本生殖医学会及び日本卵子学会は、管理胚培養士が次の各号のいずれかに該当するとき、委員会で審査を行い、理事会の議を経て、その資格を

喪失させることができる。

- (1) 認定および更新に際し、虚偽の記載など、不正行為があった場合
- (2) 管理胚培養士としてふさわしくない行為があった場合

第15条 第13条および第14条により管理胚培養士資格を喪失した者は認定証を日本卵子学会に返還しなければならない。

第16条 第13条および第14条の規定により管理胚培養士の資格を喪失した者は、喪失の事由が消滅したとき、再び認定を申請することができる。

- 2 日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会は、登録原簿に資格喪失の事由を記載の上、登録を抹消し、その旨を本人に通知する。

第17条 認定、資格喪失等の審査に異議のある者は、委員会に再審査を請求することができる。

- 2 再審査申請は日本卵子学会に行うものとする。またその対応は、委員会で行うこととする。

#### 【第5章 補則】

第18条 いったん納入された審査料の返還は行わない。

第19条 第2条(6)および第9条(5)で定義される関連する学会とは以下の学術集会(講演会)本大会とする。日本国内の地方部会は含まないものとする。日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本卵子学会、日本泌尿器科学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本アンドロロジー学会、日本IVF学会、国際生殖医学会(IFFS)、アメリカ生殖医学会(ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会(ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会(ASPIRE)

- 2 前項記載の関連学会以外の追加、あるいは前項記載の関連学会の削除は、委員会の判断で変更することができる。

第19条 本細則は日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会の承認を得なければ変更することができない。

#### —附則—

第1条 本細則は平成28年11月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。